

2025 年度

法学研究科博士課程 前期課程 入学試験

受験番号

試験問題

科目名 「 民法 」

2025 年 2 月施行
立教大学大学院

- ・試験時間 100 分
- ・六法の使用 可
- ・答案は横書（ペンまたはボールペンを使用のこと）
- ・問題用紙は試験終了後係員に渡すこと
- ・試験中、答案用紙を追加で補充することはしないので、配布された答案用紙の範囲内で解答すること

問1 「抵当権にもとづく物上代位」に関する下記の問いに答えてください（50点）。

Aは、Bに対して貸金債権を有しており、B所有の建物甲の抵当権者となっている。Bは、甲を自分で利用するのではなく、Cに賃貸した。そして、Aは、BがCに対して有する甲の賃料債権に対して物上代位権を行使しようとしている。他方、Cは、Bに対して有する金銭債権を自働債権、Bに対して負う甲の賃料債務を受働債権として相殺しようとしている。

このような場合に、日本の最高裁判例によると、Aの物上代位権の行使とCの相殺の主張の優劣関係はどのようになるか。債権の種類や債権の発生/取得の時期、Aによる差押えの時期などの結論に影響を及ぼし得る事情について必要に応じて場合分けしながら、説明してください。

問2 次の事例を読み、問いに答えてください。解答に際しては、日本の最高裁判例の考え方をふまえること。（50点）

Xは、離婚したAとの間に未成年の子Bを有していた。離婚後、Xは、Aとの協議にもとづき、Bの養育費の支払義務を負うことになった。

Yは、子の養育費を支払っていない親についての情報を募り、提供された情報にもとづいて、養育費を支払っていないとされる親の氏名、職業、居住地域などを掲載するインターネットサイト（サイト名「養育費を支払わない悪い親たち」。以下、このサイトを「本件サイト」という）を開設し、数十人の親の氏名等を公開している。Yは、本件サイトの開設目的は、親の養育費不払いによって困窮する子どもが少なからず存在している社会の現状を改善することである、と説明している。

AからXの養育費不払いの情報提供を受けたYは、Xの氏名、職業、居住地域などを本件サイトに掲載した。

Xは、Yに対して、Xに関する情報の本件サイトへの掲載の差止めや、損害の賠償を求めることができるでしょうか？